

ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直しについて

有害物質(水質汚濁防止法施行令第2条)

がミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロフェン、テトラクロロフェン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チオム、シジン、チオカカブ、ベンゼン、トルエン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

法対象事業場

水質汚濁防止法
すべての対象事業場に全国一律の排水基準

水質汚濁防止法第3条第3項に基づく上乗せ条例
上水道水源地域等で法律の一律基準より厳しい排水基準を規定

条例対象事業場

大阪府生活環境の保全等に関する条例
すべての対象事業場に法対象事業場と同様の排水基準

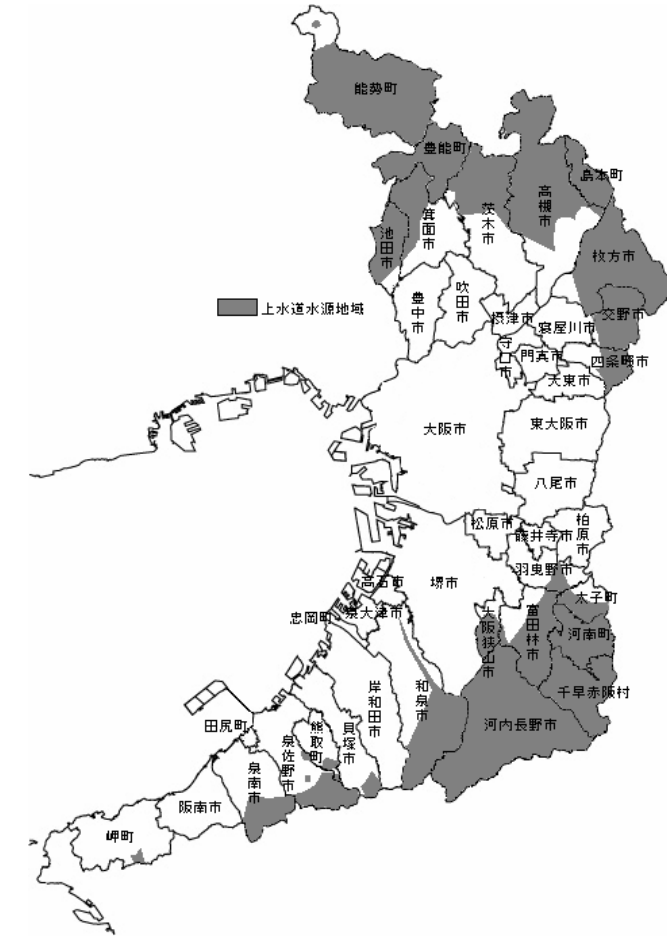
ほう素等3項目に係る環境基準と法及び条例に基づく排水基準

項目		環境基準	排水基準		
			法対象事業場		条例対象事業場
			水質汚濁防止法 上乗せ条例		生活環境 保全条例
ほう素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	上水道水源地域	10mg/L	1mg/L	1 mg/L
		その他の地域	10mg/L		10 mg/L
海域に排出されるもの			230mg/L	10mg/L	10 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出されるもの	上水道水源地域	8mg/L	0.8mg/L	0.8 mg/L
		その他の地域	8mg/L		8 mg/L
海域に排出されるもの			15mg/L		15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		上水道水源地域	100mg/L	10mg/L	10 mg/L
		その他の地域	100mg/L		100 mg/L

ほう素等3項目に係る条例における経過措置

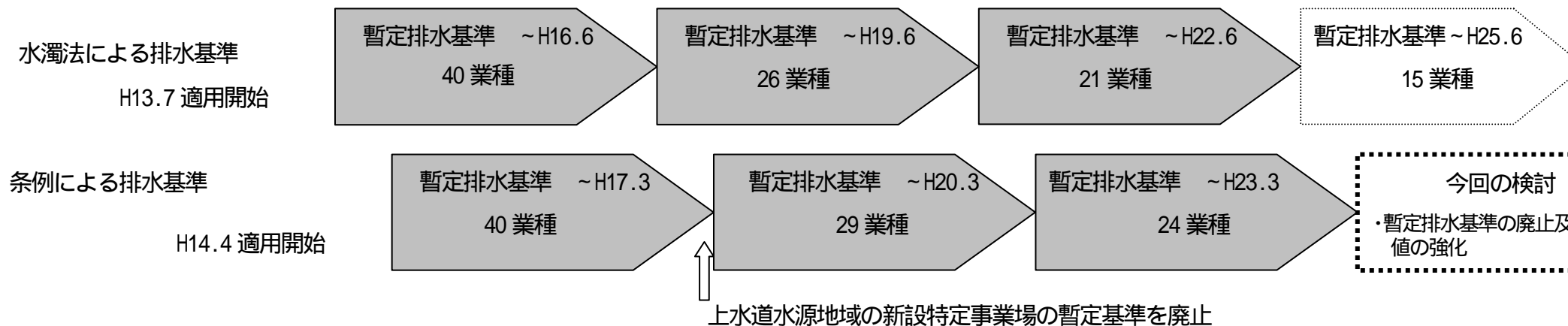
直ちに排水基準を達成することが技術的に困難な業種について、暫定排水基準を設定している。

	上乗せ条例	生環条例
上水道水源	ほう素:電気めっき業 ふっ素:旅館業 アンモニア等:畜産農業等5業種	ほう素:旅館業 ふっ素:旅館業 アンモニア等:食料品、金属製品製造業
海域	ほう素:電気めっき業等9業種 ふっ素:電気めっき業等4業種	ほう素:旅館業等7業種 ふっ素:旅館業等5業種 アンモニア等:畜産業等10業種
その他	ふっ素:電気めっき業等4業種	
適用期限	平成23年3月31日	



ほう素等3項目に係る経過措置の見直しの経過

ほう素等3項目は、平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく排水基準が設定されたが、排水基準を達成することが著しく困難な業種に対し、経過措置として暫定排水基準を設定。これを踏まえ、府の上乗せ条例、生環条例に基づく排水基準の経過措置を設定。



今後の予定

- H22.5.14 大阪府環境審議会諮問
- H22.10~11月 大阪府環境審議会から答申
- H23.2月府議会に上乗せ条例の改正案を上程併せて生活環境保全条例施行規則を改正